

# 真岡市老人給食サービス事業運営委員会設置規程

## (目的)

第1条 この規程は、真岡市老人給食サービス事業実施要綱（昭和58年4月1日制定）第13条の規定に定める運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

## (所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、真岡市社会福祉協議会会長に意見を具申する。

- (1) 老人給食サービス事業に関すること。
- (2) その他事業運営に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

- 2 委員は、地区民生委員会長及び調理・配送の代表者を会長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は委員の互選とする。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再選は妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

## (委員長等の職務)

第5条 委員長は、会務を総括する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会は、必要の都度、委員長がこれを招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の総数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員長は、会議に委員以外の民生委員に出席が必要と認めたときは、出席を求めることができる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、真岡市社会福祉協議会において処理する。

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。